

看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取組事項

当院では、看護職員の負担軽減及び処遇改善のため、下記の事項について取り組んでおります。

看護職員の負担軽減

○看護職員と多職種との業務分担

：薬剤師・診療放射線技師・臨床検査技師・管理栄養士・事務

○業務量の調整：時間外業務が発生しないよう業務量を調整しています

○短時間正規雇用の看護職員の活用：40時間／週のみでなく、32時間／週以上の勤務者を正規雇用として認めています

○多様な勤務体系の導入：日勤常勤や夜勤専従の希望も認めています

○夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理

- ・夜勤明けの休日の確保
- ・夜勤の連続回数が2連続まで
- ・シフト間隔の確保

○妊娠・育児中及び介護中の看護職員に対する配慮（育児・介護休暇について男女問わず）

- ・夜勤の減免制度
- ・休日の曜日指定の相談
- ・所定労働時間の短縮

○定年後の看護職員の積極的活用

：健康状態へ配慮を怠らないようにし、週の勤務時間の削減、夜勤免除等勤務条件を相談の上継続雇用を推進する。

○ハラスメントに対する意識を高め、働きやすい職場環境づくりへの取り組み

- ・相談窓口の設置
- ・問題発生時の改善への取り組み